

## とっとり県民参加の森づくり推進事業実施要領

制定	平成 17 年 3 月 31 日付第 200400022400 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 18 年 8 月 8 日付第 200600050313 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 20 年 4 月 11 日付第 200800003265 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 21 年 5 月 25 日付第 200900023903 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日付第 201000198910 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 25 年 3 月 28 日付第 201200196685 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 26 年 3 月 28 日付第 201300207459 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 27 年 3 月 27 日付第 201400201376 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 28 年 1 月 22 日付第 201500153130 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正	平成 29 年 1 月 16 日付第 201600149396 号鳥取県農林水産部長通知

とっとり県民参加の森づくり推進事業については、鳥取県税条例（平成 13 年鳥取県条例第 10 号。以下「条例」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

### （定義）

第 1 条 条例第 5 3 条の 2 1 第 2 号に定める森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業、及び鳥取県基金条例（平成 1 9 年鳥取県条例第 1 0 号）別表第 1 の 1 4 の項に定める森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に関連する事業をとっとり県民参加の森づくり推進事業（以下「森づくり事業」）として定義する。

### （森づくり事業の内容）

第 2 条 森づくり事業の内容は、森林整備及び森川海の繋がりの体験学習、源流森林の探訪、森林教室、学校林の育成等、広く県民に森づくりへの参加を促す森林体験、集落、団体等が県内の貴重な森林を 3 年間以上継続して保全・整備する活動とする。

### （採択要件）

第 3 条 森づくり事業の採択要件は次の各号のとおりとする。

- (1) 県内で行うこととする。
- (2) 多くの県民に対して森づくりへの参加を募るものとする。ただし、事業実施主体が小中学校等の場合は、この限りではない。
- (3) 森川海の繋がりの体験学習は、森づくりの推進が川や海の豊かさに繋がることを学ぶ内容とし、森をフィールドとした森林整備や森林教室等の実施と川又は海をフィールドとした水辺の体験学習や清掃活動等を併せて実施するものとする。
- (4) 事業費は 2 0 0 千円以上とし、事業実施主体が小中学校等の場合は 5 0 千円以上とする。ただし、1 事業実施主体に対する補助金の額は、8 0 0 千円を限度とする。

### （事業実施主体）

第 4 条 森づくり事業の実施主体は、集落、自治会、町内会等、県内に本店又は主たる事務所を有する N P O、ボランティア団体、森林組合等及びそれらで構成する実行委員会等、小中学校等とする。

(県の助成)

第5条 鳥取県（以下「県」という。）は、森づくり事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）に基づき、補助するものとする。

(森づくり事業の企画募集)

第6条 県は、別に定めるとっとり県民参加の森づくり推進事業企画募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、森づくり事業の企画の募集を行う。

(事業実施の手続)

第7条 事業実施主体は、募集要領に基づき、企画書等を所管の地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（以下「地方事務所の長」という。）に提出するものとする。

2 地方事務所の長は前項で提出のあった企画書等のとりまとめを行い、様式第1号による事業要望一覧表とともに農林水産部長に提出するものとする。

(評価委員会)

第8条 県は、別に定める鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画書等の審査・選定、事業効果の検証等を行うものとする。

2 地方事務所の長は、様式第2号により、応募した団体等に対して、評価委員会で審査・選定された結果を通知するとともに、採択となった団体等は交付申請書を提出すべき旨とその期限を通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 事業実施主体は、補助金の交付決定後に事業を実施するものとする。

ただし、第1次募集分の事業で、交付決定後に支払いを行うものに限りに、前条第2項の採択後、事業に着手することができるものとし、交付決定前に着手する場合においては、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第3号により、地方事務所の長へ届け出るものとする。

(その他)

第10条 第1条から第9条までの規定のほか、森づくり事業の実施に関して必要な取扱いは、別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 20 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成 21 年 5 月 12 日から施行し、平成 2 1 年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 3 年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 25 年 3 月 28 日から施行し、平成 2 5 年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 6 年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 7 年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 28 年 1 月 22 日から施行し、平成 2 8 年度事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 29 年 1 月 16 日から施行し、平成 2 9 年度事業から適用する。

(様式第1号)

とっとり県民参加の森づくり推進事業 要望一覧表

団体名	応募事業の名称	テーマ	事業費	その他

(様式第2号)

番 号  
平成 年 月 日

(団体名)  
(代表者名) 様

職氏名 印

平成 年度とっとり県民参加の森づくり推進事業（第 次募集分）  
について（通知）

平成 年 月 日付けで提出されたとっとり県民参加の森づくり推進事業の企画について、  
月 日に開催された鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会での審査結果を、下記のとおり、  
通知しますので、採択の場合は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）  
第5条の規定に基づき、月 日までに交付申請書を提出してください。

なお、交付申請書の作成に当たっては、下記の「委員の意見」を参考にするとともに、「査定の考  
え方」に従ってください。

(担当・連絡先)

#### 記

#### 1 審査結果

平成 年 月 日付けで提出されたとっとり県民参加の森づくり推進事業の企  
画の審査結果は、〇〇（採択又は不採択）とする。

#### 2 委員の意見

#### 3 査定の考え方

(様式第3号)

平成 年 月 日

地方事務所の長 様

(団体名)

(代表者名)

(所在地)

(電話番号)

### 鳥取県森林環境保全税関連事業費補助金交付決定前着手届

平成〇〇年〇月〇〇日付第〇〇〇〇号で通知のあった平成〇〇年度とっとり県民参加の森づくり推進事業(第1次募集分)の一部について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、とっとり県民参加の森づくり推進事業実施要領第9条の規定により下記のとおり届け出ます。

#### 記

- 1 交付決定前に着手する事業に関して、補助金が交付されないこととなっても異議がないこと。
- 2 交付決定を受けるまでの期間に天災地変の事由等によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らの責任とすること。
- 3 交付決定を受けるまでに支払った経費は、補助対象外となること。

事業の内容	別添「企画書(募集要領様式2号)」のとおり
着手予定日	
交付決定前に着手する事業内容と着手する理由	
備 考	